



鳥取県公報

平成14年3月29日(金)
号外第64号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(2)(任用課).....1
	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の 整備に関する規則(3)(給与課).....2
	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(4)(任用課).....24
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(5)(給与課).....26
	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(6)(〃).....27
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(7)(〃).....29
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(8)(〃).....31
人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正(1)(任用課).....36

人事委員会規則

公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第2号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9条、第19条及び第20条の規定に基づき、公益法人等(条例第1条に規定する公益法人等をいう。以下同じ。)への職員(条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

(派遣職員等の報告)

第3条 任命権者（条例第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、条例第9条の規定により、毎年5月末日までに、前年度において条例第2条第1項の規定により派遣した職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）に係る派遣先団体（条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。）の名称、派遣期間及び派遣先団体における処遇の状況等並びに公益法人等派遣職員であって当該年度内に職務に復帰したものに係る復帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月末日までに、前年度において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き条例第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）に在職する者に係る特定法人の名称、特定法人において業務に従事する期間及び特定法人における処遇の状況等並びに当該年度内に法第10条第1項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第3号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職</p>	<p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職</p>

員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は同項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）の終了により職務に復帰した場合

(4) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は同項の規定による派遣（以下「公益法人等派遣」という。）の終了により職務に復帰した場合

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業をし、停職にされ、海外随伴休暇を承認され、又は大学院修学休業をしている職員が、給料の支給期日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その計算期間中の給料をその際支給する。

(給料の返納)

第7条 略

2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後において、退職、休職、停職、減給、専従許可、外国派遣、公益法人等派遣、育児休業、海外随伴休暇、大学院修学休業等により過払いとなった場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費目にその際返納させなければならない。

第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し引く。ただし、退職、休職、停職、専従許可、外国派遣、公益法人等派遣、育児休業、海外随伴休暇、大学院修学休業等の場合において、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引く。

2及び3 略

員の処遇等に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第3号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は同項の規定による派遣（以下「派遣」という。）の終了により職務に復帰した場合

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業をし、停職にされ、海外随伴休暇を承認され、又は大学院修学休業をしている職員が、給料の支給期日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その計算期間中の給料をその際支給する。

(給料の返納)

第7条 略

2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後において、退職、休職、停職、減給、専従許可、派遣、育児休業、海外随伴休暇、大学院修学休業等により過払いとなった場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費目にその際返納させなければならない。

第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し引く。ただし、退職、休職、停職、専従許可、派遣、育児休業、海外随伴休暇、大学院修学休業等の場合において、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引く。

2及び3 略

(休職者の給与)

第16条の2 給与条例第12条の2第5号に規定する人事委員会規則で定める事由は、職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第2号に掲げる場合とする。

- 2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70（生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害（外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により退職し引き続き在職する公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。）と認められるときにあっては、100分の100）を乗じて得たものとする。

(休職者の給与)

第16条の2 給与条例第12条の2第5号に規定する人事委員会規則で定める事由は、職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第7号）第2条第3号に掲げる場合とする。

- 2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70（生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害（派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）と認められるときにあっては、100分の100）を乗じて得たものとする。

(警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(作業手当の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第3条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる作業に従事したときに支給する月額の作業手当は、月の1日から末日までの間において当該作業手当の支給される作業に従事する警察職員として勤務することとなっている日のうち次の各号に該当する日を合算して得た日数が当該勤務することとなっている日の日数の2分の1を超える場合には、支給しない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(作業手当の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第3条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる作業に従事したときに支給する月額の作業手当は、月の1日から末日までの間において当該作業手当の支給される作業に従事する警察職員として勤務することとなっている日のうち次の各号に該当する日を合算して得た日数が当該勤務することとなっている日の日数の2分の1を超える場合には、支給しない。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 休職（公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された同条第3項第1号に規定する派遣先団体若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により退職し引き続き在職する同条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）又は停職を命ぜられた期間中の日

3～8 略

(2) 休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による場合を除く。）又は停職を命ぜられた期間中の日

3～8 略

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条第2項、第4条及び第18条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の職務を給料表に定める職務の級に分類する場合のその分類の基準となるべき標準的な職務</p>	<p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条第2項、第4条及び第18条の規定に基づき、職員の職務を給料表に定める職務の級に分類する場合のその分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。</p>

の内容及び職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。

第7条 新たに職員となった者のうち、次に掲げる者から引き続いて職員（第4号に掲げる者については、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）

(4) 略

(5) 略

(6) 略

第8条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）又は公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第8条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 略

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病（外国派遣職員に係る派遣先の機関、公益法人等派遣職員に係る公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通

第7条 新たに職員となった者のうち、次に掲げる者から引き続いて職員（第3号の場合においては教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の給料月額を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

第8条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第8条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 略

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の通勤による負傷又は疾病を含む。以下同じ。））

勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、同項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。

3 略

第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。

(1)～(5) 略

(6) 外国派遣職員

(7) 公益法人等派遣職員

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(復職時等における給料月額調整等)

第17条 退職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、外国派遣職員、公益法人等派遣職員若しくは大学院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は勤務時間条例第15条若しくは県費負担教職員勤務時間条例第13条に規定する病気休暇、無給休暇若しくは職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。）第2条の表第7号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、退職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇若しくは義務免除の期間（以下「退職等の期間」という。）を退職期間等調整換算表（別表第12）により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復

によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、同項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。

3 略

第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。

(1)～(5) 略

(6) 派遣職員

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(復職時等における給料月額調整等)

第17条 退職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は勤務時間条例第15条若しくは県費負担教職員勤務時間条例第13条に規定する病気休暇、無給休暇若しくは職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。）第2条の表第7号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、退職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇若しくは義務免除の期間（以下「退職等の期間」という。）を退職期間等調整換算表（別表第12）により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は

職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）以降のその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

2～6 略

7 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における給料月額の調整等について、前項までの規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(外国派遣職員等の退職時の給料月額の調整)

第18条の2 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第17条の規定に準じてその者の給料月額を調整することができる。

別表第12（第17条関係）

休職期間等調整換算表

休 職 等 の 期 間	換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。）第2条各号の規定に該当する休職（人事委員会の定めるものに限る。）、 <u>外国派遣職員又は公益法人等派遣職員の派遣、大学院修学休業並びに勤務時間規則第15条の表第1号及び県費負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の期間</u>	3分の3以内
略	
休職事由条例第2条各号の規定に該当する休職（人事委員会の定めるものを除く。）の期間	3分の1以内
略	

再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）以降のその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

2～6 略

7 派遣職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における給料月額の調整等について、前項までの規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(派遣職員の退職時の給料月額の調整)

第18条の2 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第17条の規定に準じてその者の給料月額を調整することができる。

別表第12（第17条関係）

休職期間等調整換算表

休 職 等 の 期 間	換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。）第2条各号の規定に該当する休職（ <u>同条第1号又は第3号の規定に該当するもの</u> にあつては、人事委員会の定めるものに限る。）、 <u>派遣職員の派遣、大学院修学休業並びに勤務時間規則第15条の表第1号及び県費負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の期間</u>	3分の3以内
略	
休職事由条例第2条第1号又は第3号の規定に該当する休職（人事委員会の定めるものを除く。）の期間	3分の1以内
略	

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条の8 給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第9条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>第9条の8 給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 略</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣され、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣され、若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により退職し引き続き公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職した期間（同法第2条第1項又は第10条第1項の規定による取決めに<u>より初任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。</u>）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職並びに職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第7号）第2条第2号の規定に該当する休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 略</p>

（寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正）

第6条 寒冷地手当の支給に関する規則（昭和39年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給基準）</p> <p>第2条 条例第11条の2第1項前段の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p><u>（9） 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項により派遣されている職員のうち、同条例第4条の規定により給与の支給を受けていないもの</u></p> <p>（10） 略</p>	<p>（支給基準）</p> <p>第2条 条例第11条の2第1項前段の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>（9） 略</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方公社等職員 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」という。）第10条に規定する特定法人（以下「<u>特定法人</u>」という。）及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等に勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の2 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「<u>期末手当基準日</u>」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号。以下「<u>休職事由条例</u>」という。）第2条第1号の規定に該当して休職に</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方公社等職員 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等に勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の2 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「<u>期末手当基準日</u>」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第7号。以下「<u>休職事由条例</u>」という。）第2条第1号又は第2号の規定に</p>

されている職員をいう。)

(2)～(4) 略

(5) 無給外国派遣職員 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年鳥取県条例第3号) 第2条第1項の規定により派遣された職員 (以下「外国派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていないものをいう。)

(6) 無給公益法人等派遣職員 (公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員 (以下「公益法人等派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていないものをいう。)

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(特定幹部職員としない職員)

第2条の2 条例第16条の4第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則 (昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号) の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員 (休職にされている職員のうち条例第12条の2第1項第1号に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。第2条の4第1項において同じ。)以外の職員とする。

(期末手当に係る在職期間)

第3条 条例第16条の4第2項に規定する在職期間は、一般職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間 (外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。

(1) 第1条の2第3号、第4号及び第8号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日 (以下「勤勉手当基準日」という。)に在職する一般職員 (条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当す

該当して休職にされている職員をいう。)

(2)～(4) 略

(5) 無給派遣職員 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年3月鳥取県条例第3号) 第2条第1項の規定により派遣された職員 (以下「派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(特定幹部職員としない職員)

第2条の2 条例第16条の4第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則 (昭和33年10月鳥取県人事委員会規則第22号) の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員 (休職にされている職員のうち条例第12条の2第1項第1号に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。第2条の4第1項において同じ。)以外の職員とする。

(期末手当に係る在職期間)

第3条 条例第16条の4第2項に規定する在職期間は、一般職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第1条の2第3号、第4号及び第7号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日 (以下「勤勉手当基準日」という。)に在職する一般職員 (条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当す

る者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 略
- (2) 外国派遣職員
- (3) 公益法人等派遣職員
- (4) 退職事由条例第2条第2号の規定に該当して退職にされている者
- (5) 育児休業職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員
- (6) 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第8条 第6条に規定する在職期間は、一般職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。

- (1) 第1条の2第3号、第4号又は第8号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 略
- (3) 退職にされていた期間(条例第12条の2第1項第1号に規定する退職及び退職事由条例第2条各号の規定に該当する退職(人事委員会の定めるものに限る。))の期間を除く。)
- (4)~(7) 略

る者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 略
- (2) 派遣職員
- (3) 退職事由条例第2条第3号の規定に該当して退職にされている者
- (4) 育児休業職員のうち、育児休業条例第5条の2第2項に規定する職員以外の職員
- (5) 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第8条 第6条に規定する在職期間は、一般職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第1条の2第3号、第4号又は第7号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 略
- (3) 退職にされていた期間(条例第12条の2第1項第1号に規定する退職及び退職事由条例第2条各号の規定に該当する退職(同条第1号又は第3号の規定に該当するものにあつては、人事委員会の定めるものに限る。))の期間を除く。)
- (4)~(7) 略

(職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
(新たに採用された職員で赴任の対象となる者) 第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国又は他の地方公共団体の職員から	(新たに採用された職員で赴任の対象となる者) 第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国又は他の地方公共団体の職員から

引き続き採用される職員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。

別表第4（第18条関係）

第1 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準

(1)～(5) 略

(6) 職員が公益法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。

(7)

第3 略

引き続き採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。

別表第4（第18条関係）

第1 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準

(1)～(5) 略

(6)

第3 略

(調整手当に関する規則の一部改正)

第9条 調整手当に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事交流等職員の調整手当)</p> <p>第5条 条例第9条の4第2項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社</p> <p>(3) 略</p>	<p>(人事交流等職員の調整手当)</p> <p>第5条 条例第9条の4第2項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年12月鳥取県条例第51号）第9条第4項に規定する地方公社</p> <p>(3) 略</p>

(住居手当に関する規則の一部改正)

第10条 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該

改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」という。)第2条第1項各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p>
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、<u>公益法人等派遣条例</u>第10条に規定する特定法人その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者<u>にあつては当該適用、公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員<u>にあつては当該復帰</u></u>の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める住</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年3月鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年12月鳥取県条例第51号)第9条第4項に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者<u>にあつては、当該適用)</u>の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第11条 単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰したこと(以下この号において「復帰」という。)</u>に伴い、<u>住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)</u>、</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>前各号の規定中「公署を異にする異動又は</u>在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「<u>国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)</u>、職員以外の地</p>

職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。）

(8) 略

方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年12月鳥取県条例第51号）第9条第4項に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。）

(7) 略

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第12条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第5条の2 条例第5条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、<u>次に掲げる期間とする。</u></p>	<p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第5条の2 条例第5条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、<u>休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の3第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</u></p> <p>(2) <u>期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年2月鳥取県人事委員会規則第4号）第1条の2第1号、第3号、第4号又は第7号に掲げる職員として在職した期間（職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第7号）第2条第1号又は第2号の規定に該当して休職し</u></p>

た期間を除く。)

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の3第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）第1条の2第1号、第3号、第4号又は第8号に掲げる職員として在職した期間（職員の退職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号の規定に該当して退職した期間を除く。)

(2) 公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）であった期間（育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしていた期間を除く。)

第5条の3 条例第5条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、公益法人等派遣職員であった期間のうち公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者であった期間のうち公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において勤務した期間とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第13条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在

しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 略</p> <p>2 条令第14条第1項第3号の<u>国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社に使用される者</p> <p><u>(5) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）に在職する者（以下「退職派遣者」という。）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 条令第14条第1項第3号の<u>国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したも</u>のとする。</p> <p>4 条令第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給</p>	<p>第12条 略</p> <p>2 条令第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年12月鳥取県条例第51号）第9条第4項に規定する地方公社に使用される者</p> <p>(5) 略</p> <p>3 条令第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員及び前項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給</p>

給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（退職派遣者にあつては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となったもの20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあつては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあつてはこれを切り捨てた日数（退職派遣者にあつては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（退職派遣者にあつては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

- (3) 新たに職員となった年に公益法人等派遣職員となり、当該職員となった年に職務に復帰した者他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数

- (4) 前項に規定する者（前号に掲げる者を除く。）20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあつては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあつてはこれを含んだ日数）を加えて得た日数から、職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となったもの20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあつては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあつてはこれを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（再任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

5 略

(病気休暇)

第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

<p>1 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤)をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合</p>	<p>医師の証明等に基づき、最少限度必要と認められる期間</p>
<p>2 略</p>	

4 略

(病気休暇)

第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

<p>1 公務による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の業務又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。)の場合</p>	<p>医師の証明等に基づき、最少限度必要と認められる期間</p>
<p>2 略</p>	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第14条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 略</p> <p>2 条例第12条第1項第3号の<u>国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社に使用される者</p> <p>(5) <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）に在職する者（以下「退職派遣者」という。）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 条例第12条第1項第3号の<u>国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとす。</u></p> <p>4 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（退職派遣者にあつては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、</p>	<p>第11条 略</p> <p>2 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年12月鳥取県条例第51号）第9条第4項に規定する地方公社に使用される者</p> <p>(5) 略</p> <p>3 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員及び前項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、その者の勤務間時間等を考慮して人事委員会が別</p>

その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数) (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数 (当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数 (退職派遣者にあっては、これを含んだ日数)) を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数 (当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数 (退職派遣者にあっては、これを含んだ日数)) を減じて得た日数 (再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数) (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

- (3) 新たに職員となった年に公益法人等派遣職員となり、当該職員となった年に職務に復帰した者他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数

- (4) 前項に規定する者 (前号に掲げる者を除く。)
20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数 (当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを含んだ日数) を加えて得た日数から、職員に復帰した日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数 (当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含んだ日数) を減じて得た日数 (再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数) (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

5 略

(病気休暇)

第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

に定める日数) (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

- (2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数 (当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数) を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数 (当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数) を減じて得た日数 (再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数) (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

4 略

(病気休暇)

第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

<p>1 公務による負傷若しくは疾病（<u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）に係る派遣先の機関、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</u></p>	<p>医師の証明等に基づき、最少限度必要と認められる期間</p>
<p>2 略</p>	

<p>1 公務による負傷若しくは疾病又は通勤（<u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）の場合</u></p>	<p>医師の証明等に基づき、最少限度必要と認められる期間</p>
<p>2 略</p>	

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

<p>略</p>	
<p>29 公務上の災害又は通勤による災害（<u>外国派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合</u></p>	<p>その都度必要と認められる期間（準備行為の期間を除く。）</p>
<p>略</p>	

(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

<p>略</p>	
<p>29 公務上の災害又は通勤による災害（<u>派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）に対する補償の実施に関して審査請求又は再審査請求をする場合</u></p>	<p>その都度必要と認められる期間（準備行為の期間を除く。）</p>
<p>略</p>	

(職員の休職の事由を定める条例第2条第2号の公共的機関を定める規則の廃止)

第15条 職員の休職の事由を定める条例第2条第2号の公共的機関を定める規則（昭和56年鳥取県人事委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 <u>次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</u></p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち部長、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職並びに医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 <u>次の各号に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては法第17条第3項但書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</u></p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち部長、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職並びに医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち婦長及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2)～(6) 略</p>
<p>(選考により昇任させる職)</p> <p>第20条 <u>次に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があった</u></p>	<p>(選考により昇任させる職)</p> <p>第20条 <u>次の各号に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項但書に規定する人事委員会の承認があった</u></p>

のとみなす。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち部長、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職並びに医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職

(2)~(5) 略

ものとみなす。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち部長、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職並びに医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち婦長及びこれに相当する職以上の職

(2)~(5) 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第5号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第3条 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる勤務箇所の区分に対応する同表の右欄に定める職員とする。</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第3条 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる勤務箇所の区分に対応する同表の右欄に定める職員とする。</p>

勤務箇所	職 員
福祉事務所	知的障害者福祉司並びに福祉課若しくは総務福祉課の保護係又は福祉総務課福祉係の係長及び社会福祉主事
身体障害者更生相談所	児童福祉司、身体障害者福祉司、心理判定員及び保健師
知的障害者更生相談所	児童福祉司、心理判定員及び保健師
児童相談所	児童福祉司、専ら児童に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、児童指導員及び保健師
婦人相談所	児童福祉司、専ら要保護女子に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員及び保健師

2及び3 略

(医療業務手当)

第4条 条例第8条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、次項の表の右欄に定める職種にある医師（精神保健福祉センター、保健所及び衛生環境研究所の所長、健康福祉センターの部長、日野総合事務所の局長及び課長並びに保健所の課長及び医長を除く。）とする。

2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。

級の区分	職 種
略	
4 級	精神保健福祉センター、保健所及び衛生環境研究所の所長、健康福祉センターの部長並びに日野総合事務所の局長
略	

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項の改正は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の施行の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

勤務箇所	職 員
福祉事務所	知的障害者福祉司並びに福祉課又は総務福祉課保護係の係長及び社会福祉主事
身体障害者更生相談所	児童福祉司、身体障害者福祉司、心理判定員、保健婦及び保健士
知的障害者更生相談所	児童福祉司、心理判定員、保健婦及び保健士
児童相談所	児童福祉司、専ら児童に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、児童指導員、保健婦及び保健士
婦人相談所	児童福祉司、専ら要保護女子に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、保健婦及び保健士

2及び3 略

(医療業務手当)

第4条 条例第8条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、次項の表の右欄に定める職種にある医師（精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長、健康福祉センターの部長、日野総合事務所の局長及び課長並びに保健所の課長及び医長を除く。）とする。

2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。

級の区分	職 種
略	
4 級	精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長、健康福祉センターの部長並びに日野総合事務所の局長
略	

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第6号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
母 来 寮	(1) 生活指導員並びに入所者と起居を共にする看護師及び准看護師	2	母 来 寮	(1) 生活指導員並びに入所者と起居を共にする看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士	2
	略			略	
岩井長者寮	(1) 入所者と起居を共にする看護師	2	岩井長者寮	(1) 入所者と起居を共にする看護婦及び看護士	2
	略			略	
略			略		
皆 成 学 園	略	3	皆 成 学 園	略	3
	(5)～(7) 略			(5)～(7) 略	
	(8) 育成課長、係長、児童指導員及び保健師			(8) 育成課長、係長、児童指導員、保健婦及び保健士	
略			略		
積 善 学 園	略	3	積 善 学 園	略	3
	(2) 略			(2) 略	
	(3) 児童指導員、保健師及び言語聴覚士			(3) 児童指導員、保健婦、保健士及び言語聴覚士	
略			略		
皆生小児療育センター	略	2	皆生小児療育センター	略	2
	(2) 総看護師長、看護師長、看護師及び准看護師			(2) 総婦長、婦長、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士	
	略			略	
略			略		
食肉衛生検査所	主幹、係長及び衛生技師	2	食肉衛生検査所	係長及び衛生技師	2
	略			略	
衛生環境研究所	室長、室長補佐、研究員及び衛生技師	2	衛生研究所	科長、研究員及び衛生技師	2
	略			略	
略			略		

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1衛生研究所の項の改正（「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める部分に限る。）は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の施行の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務課の主幹及び副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 総務福利課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、<u>社会教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権・同和教育課の指導主査、推進係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事</u></p> <p>(5) <u>教育センターの指導主事及び研修主事</u></p> <p>(6)及び(7) 略</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務課の主幹及び副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。）<u>並びに県民活動推進課のボランティア活動係長</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 総務福利課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、<u>生涯学習推進係長、指導係長、指導主事及び社会教育主事、同和教育課の指導主査、指導係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事</u></p> <p>(5) <u>教育研修センターの研修主事</u></p> <p>(6)及び(7) 略</p>

(8) 青年の家又は少年自然の家の指導係長及び専門指導員

(9) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長及び文化財主事

(10) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 総務課の主幹及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。)

(3) 略

(4) 総務福利課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、社会教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権・同和教育課の指導主査、推進係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 略

(6) 教育センターの指導主事及び研修主事

(7)及び(8) 略

(9) 青年の家又は少年自然の家の指導係長及び専門指導員

(10) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長及び文化財主事

(11) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 園芸試験場の場長、次長、研究技監、専門研究員、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員

(4)～(7) 略

(8) 衛生環境研究所の所長、次長、専門研究員、室長、室長補佐及び研究員

(8) 青年の家又は少年自然の家の指導係長

(9) 埋蔵文化財センターの次長、調査指導係長及び文化財主事

(10) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 総務課の主幹及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。)並びに県民活動推進課のボランティア活動係長

(3) 略

(4) 総務福利課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、生涯学習推進係長、指導係長、指導主事及び社会教育主事、同和教育課の指導主査、指導係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(5) 略

(6) 教育研修センターの研修主事

(7)及び(8) 略

(9) 青年の家又は少年自然の家の指導係長

(10) 埋蔵文化財センターの次長、調査指導係長及び文化財主事

(11) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 園芸試験場の場長、研究技監、専門研究員、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員

(4)～(7) 略

(8) 衛生研究所の所長、次長、専門研究員、科長及び研究員

(9) 略

(10) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(5) 略

(6) 衛生環境研究所の所長、室長及び研究員

(7) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(5) 略

(6) 食肉衛生検査所の所長、技幹、主幹(技術吏員に限る。)、係長、主任(技術吏員に限る。)及び衛生技師

(7) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 皆生小児療育センターの総看護師長、技幹(助産師、看護師又は准看護師の職務を行う者に限る。以下この項において同じ。)、看護師長、看護師及び准看護師

(2) 福祉相談センターの技幹、看護師及び准看護師

(3) 母来寮の技幹、看護師及び准看護師

(4) 岩井長者寮の技幹及び看護師

(5) 鳥取療育園の技幹及び看護師

(6) 保健所の技幹、助産師、看護師及び准看護師

(7) 喜多原学園の技幹、看護師及び准看護師

(9) 略

(10) 文化課の専門学芸員及び学芸員

(11) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(5) 略

(6) 衛生研究所の所長、科長及び研究員

(7) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(5) 略

(6) 食肉衛生検査所の所長、技幹、係長、主任(技術吏員に限る。)及び衛生技師

(7) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 皆生小児療育センターの総婦長、技幹(助産婦、看護婦、看護師、准看護婦又は准看護師の職務を行う者に限る。以下この項において同じ。)、婦長、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師

(2) 福祉相談センターの技幹、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師

(3) 母来寮の技幹、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師

(4) 岩井長者寮の技幹、看護婦及び看護師

(5) 鳥取療育園の技幹、看護婦及び看護師

(6) 保健所の技幹、助産婦、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師

(7) 喜多原学園の技幹、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条第8号及び第4条第1項第6号の改正(「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める部分に限る。)は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の施行の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第3の4（第2条の2関係） 教育職給料表(1)級別標準職務表		別表第3の4（第2条の2関係） 教育職給料表(1)級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
略		略	
2 級	(1) 略 (2) 本庁の主幹又は副主幹の職務 (3)～(7) 略 (8) <u>教育センターの指導主事又は研修主事の職務</u> (9)及び(10) 略 (11) 青年の家又は少年自然の家の係長又は <u>専門指導員</u> の職務 (12)及び(13) 略	2 級	(1) 略 (2) 本庁の主幹、 <u>係長</u> 又は副主幹の職務 (3)～(7) 略 (8) <u>教育研修センター</u> の研修主事の職務 (9)及び(10) 略 (11) 青年の家又は少年自然の家の係長の職務 (12)及び(13) 略
3 級	(1) 略 (2) 本庁の困難な業務を処理する主幹又は副主幹の職務 (3)～(7) 略 (8) <u>教育センター</u> の困難な業務を処理する <u>指導主事</u> 又は <u>研修主事</u> の職務 (9)及び(10) 略 (11) 青年の家又は少年自然の家の困難な業務を分掌する <u>係の長</u> 又は <u>困難な業務を処理する専門指導員</u> の職務	3 級	(1) 略 (2) 本庁の困難な業務を処理する主幹、 <u>係長</u> 又は副主幹の職務 (3)～(7) 略 (8) <u>教育研修センター</u> の困難な業務を処理する <u>研修主事</u> の職務 (9)及び(10) 略 (11) 青年の家又は少年自然の家の困難な業務を分掌する <u>係の長</u> の職務

(12)及び(13) 略
略

別表第3の5 (第2条の2関係)

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	(1)及び(2) 略 (3) 本庁の主幹又は副主幹の職務 (4)及び(5) 略 (6) 教育センターの指導主事又は研修主事の職務 (7)及び(8) 略 (9) 青年の家又は少年自然の家の係長又は専門指導員の職務 (10)及び(11) 略
3 級	(1)及び(2) 略 (3) 本庁の困難な業務を処理する主幹又は副主幹の職務 (4)及び(5) 略 (6) 教育センターの困難な業務を処理する指導主事又は研修主事の職務 (7)及び(8) 略 (9) 青年の家又は少年自然の家の困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する専門指導員の職務 (10)及び(11) 略
略	

別表第3の6 (第2条の2関係)

研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	(1) 試験場又は研究所の部長、分場長、室長、科長、試験地長、室長補佐又は特別研究員の職務 (2)~(4) 略
略	

別表第3の7 (第2条の2関係)

医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務

(12)及び(13) 略
略

別表第3の5 (第2条の2関係)

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	(1)及び(2) 略 (3) 本庁の主幹、係長又は副主幹の職務 (4)及び(5) 略 (6) 教育研修センターの研修主事の職務 (7)及び(8) 略 (9) 青年の家又は少年自然の家の係長の職務 (10)及び(11) 略
3 級	(1)及び(2) 略 (3) 本庁の困難な業務を処理する主幹、係長又は副主幹の職務 (4)及び(5) 略 (6) 教育研修センターの困難な業務を処理する研修主事の職務 (7)及び(8) 略 (9) 青年の家又は少年自然の家の困難な業務を分掌する係の長の職務 (10)及び(11) 略
略	

別表第3の6 (第2条の2関係)

研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	(1) 試験場又は研究所の部長、分場長、室長、科長、試験地長又は特別研究員の職務 (2)~(4) 略
略	

別表第3の7 (第2条の2関係)

医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務

略	
2 級	(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 衛生環境研究所の室長又は相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務 (5) 略
3 級	(1) 日野総合事務所の局長又は課長の職務 (2)~(5) 略 (6) 衛生環境研究所の所長、困難な業務を処理する室長又は高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務 (7) 略
4 級	(1)~(4) 略 (5) 衛生環境研究所の困難な業務を処理する所長の職務 (6) 略

略	
2 級	(1) 日野総合事務所の課長の職務 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 衛生研究所の科長又は相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務 (6) 略
3 級	(1) 日野総合事務所の局長又は困難な業務を処理する課長の職務 (2)~(5) 略 (6) 衛生研究所の所長、困難な業務を処理する科長又は高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務 (7) 略
4 級	(1)~(4) 略 (5) 衛生研究所の困難な業務を処理する所長の職務 (6) 略

別表第3の8 (第2条の2関係)

医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
5 級	(1)及び(2) 略 (3) 主幹の職務 (4) 略 (5) 略
略	

別表第3の8 (第2条の2関係)

医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
5 級	(1)及び(2) 略 (3) 略 (4) 略
略	

別表第3の9 (第2条の2関係)

医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	(1) 助産師又は看護師の職務 (2) 相当困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	(1) 看護師長の職務 (2) 相当困難な業務を行う助産師又は看護師の職務

別表第3の9 (第2条の2関係)

医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護婦又は准看護士の職務
2 級	(1) 助産婦、看護婦又は看護士の職務 (2) 相当困難な業務を行う准看護婦又は准看護士の職務
3 級	(1) 婦長の職務 (2) 相当困難な業務を行う助産婦、看護婦又は看護士の職務

	(3) 困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	(1) 相当困難な業務を処理する看護師長の職務 (2) 困難な業務を行う助産師又は看護師の職務 (3) 特に困難な業務を行う准看護師の職務
5 級	(1) 困難な業務を処理する看護師長の職務 (2) 略 (3) 特に困難な業務を行う助産師又は看護師の職務
6 級	(1) 総看護師長の職務 (2) 略
略	

	(3) 困難な業務を行う准看護婦又は准看護師の職務
4 級	(1) 相当困難な業務を処理する婦長の職務 (2) 困難な業務を行う助産婦、看護婦又は看護師の職務 (3) 特に困難な業務を行う准看護婦又は准看護師の職務
5 級	(1) 困難な業務を処理する婦長の職務 (2) 略 (3) 特に困難な業務を行う助産婦、看護婦又は看護師の職務
6 級	(1) 総婦長の職務 (2) 略
略	

別表第3の17 (第2条の4関係)

医療職給料表(3)級別資格基準表

職 種	略
助産師及び看護師	略
准看護師	

別表第3の17 (第2条の4関係)

医療職給料表(3)級別資格基準表

職 種	略
助産婦、看護婦及び看護師	略
准看護婦及び准看護師	

別表第11 (第3条の2関係)

医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	略
助産師	略
看護師	
准看護師	

別表第11 (第3条の2関係)

医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	略
助産婦	略
看護婦及び看護師	
准看護婦及び准看護師	

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第3の7の2級の項第5号及び3級の項第6号の改正(「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める部分に限る。)並びに同表の4級の項第5号の改正は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の施行の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第1号

昭和33年鳥取県人事委員会告示第4号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第19条、第20条及び第39条の規定に基づき選考により採用又は昇任させる職を次のように定め、昭和28年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）は、廃止する。</p> <p>1 試験によっても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、保育士の職、児童指導員の職、医師の職、歯科医師の職、薬剤師の職、栄養士の職、歯科衛生士の職、衛生検査技師の職、診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職、理学療法士の職、あんま師の職、<u>看護師の職</u>、保健師の職、助産師の職、<u>准看護師の職</u>、企業診断員の職、職業指導員の職、職業訓練指導員の職、工芸（デザイン）技術の職、窯業技術の職、製紙技術の職、木材工業技術の職、染織技術の職、計量士の職、電話技術の職、無線技術の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、船舶乗組員の職、司書の職、学芸員の職、速記者の職</p> <p>2 略</p>	<p>職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第19条、第20条及び第39条の規定に基づき選考により採用又は昇任させる職を次のように定め、昭和28年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）は、廃止する。</p> <p>1 試験によっても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、保育士の職、児童指導員の職、医師の職、歯科医師の職、薬剤師の職、栄養士の職、歯科衛生士の職、衛生検査技師の職、診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職、理学療法士の職、あんま師の職、<u>看護婦の職</u>、<u>看護士の職</u>、保健婦の職、<u>保健士の職</u>、<u>助産婦の職</u>、<u>准看護婦の職</u>、<u>准看護士の職</u>、企業診断員の職、職業指導員の職、職業訓練指導員の職、工芸（デザイン）技術の職、窯業技術の職、製紙技術の職、木材工業技術の職、染織技術の職、計量士の職、電話技術の職、無線技術の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、船舶乗組員の職、司書の職、学芸員の職、速記者の職</p> <p>2 略</p>